

名古屋経済大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

名古屋経済大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、名古屋経済大学については、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているか否かの判断を保留する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神「一に人物、二に伎倆（ぎりょう）」に基づく人材養成が大学の使命・目的となっており、建学の精神に基づく各学部学科及び大学院各研究科の教育目的は、大学学則第3条・大学院学則第4条に示されている。

新しい時代と社会に対応するべく使命・目的及び教育目的のもとで、「名古屋経済大学・同短期大学部の理念と目標」を決定し、中期目標・中期計画も策定している。

使命・目的及び教育目的は、役員、教職員の理解と支持を得ており、学生、保護者、卒業生及び社会に対して周知を図っている。

平成24(2012)年度に着手した教育改革において、社会科学系3学部専門共通科目を新設し、3学部間の転学部を容易にする教育改革を行うなど、教育目的と教育組織の整合性を図っている。

「基準2. 学修と教授」について

各学部及び各研究科はアドミッションポリシーを定め、周知を図っており、収容定員充足率が低い学科については改善努力の傾向が見られる。

平成25(2013)年度より新たなカリキュラムによる教育を実施し、カリキュラムポリシーはホームページ等で公開されている。

授業アンケートや学生生活に関するアンケートを実施して、学生の意見をくみ上げるなど、授業改善や学生生活の支援等に取り組んでおり、授業アンケートの結果は学生や教員にフィードバックされている。

正課教育、各種キャリア形成支援事業を通して、キャリア形成の体制が整備されている。

しかしながら、教員組織については、設置基準上必要な専任教員数が不足しており、早急に改善が必要である。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為をはじめ学内諸規則は法令に基づき作成され、経営の規律と誠実性は維持されている。また、大学の設置・運営に関する法令については一部教員数が不足する点を除き概ね遵守されている。

理事会は戦略的意思決定を行い、学長が統括する大学評議会等で大学運営に関する重要事項の決定を行う体制となっており、学長の適切なリーダーシップが発揮されている。

監事は適切にその職務を果たしている。評議員会の開催も適正になされており、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性が確保されている。

定員充足率が低調なこともあり帰属収支が過去 5 年度以上連続して支出超過であるが、人件費等の諸経費の削減・節減に取り組んだ結果直近の 2 か年については収支が改善されている。

会計処理は、学校法人会計基準に準拠し適切に行われている。会計監査は、監事による計算書類の適法性等の監査を実施しており、また、監査法人による監査も行われている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の自主的な自己点検・評価については、平成 26(2014)年度から 1 年サイクルの自己点検・評価・改善活動を実施している。実施体制については、自己点検評価委員会により行われ、「本年度の課題」「取組の結果と点検・評価」「次年度への課題」及び「会議等の開催記録」として取りまとめている。

自己点検・評価は、各基準項目の視点に照らし合わせながら、授業評価アンケート、学生生活調査等の必要なデータを収集・分析し、エビデンスに基づいた透明性の高いものとなっており、その結果は学内共有と社会への公表を行っている。

自己点検・評価の結果は PDCA サイクルを取込んだ構成としており、課題に関する取組みの進捗状況等は、自己点検評価委員会において報告・審議が行われ、教職員間に共有される。

総じて、新しい時代と社会に対応するべく使命・目的に基づき、教育・研究機能の維持向上及び経営の安定化に向けた相当の努力が見られ、その効果も上がっている。しかしながら、設置基準上必要な専任教員数が不足している点は重大な問題であり、それらを法人全体で早急に改善していくことが、更に充実した学修環境を整備する上では不可欠である。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神「一に人物、二に伎倆」に基づく人材養成が大学の使命・目的となっており、建学の精神に基づく各学部・学科及び大学院各研究科の教育目的は、大学学則第 3 条・大

学院学則第4条に示されている。

平成24(2012)年7月には、名古屋経済大学の理念「『一に人物、二に伎倆』を謳う建学の精神と百年を超える学園の伝統を継承しつつ、新しい時代と社会に対応する活力のある大学をつくる。大学の総力を挙げて、在学生と教職員みずからにとって、進学を目指す高校生にとって、そして地域社会にとって、魅力のある大学をつくる。」を決定し、この理念に基づく具体的な教育目標も同時に決定している。

建学の精神を基本にした、使命・目的及び教育目的の意味・内容については、具体的かつ明確であり、簡潔な文章で大学案内やホームページ等に掲載されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目1-2を満たしている。

【理由】

社会科学系3学部の3領域の専門共通科目により、法律の基本的知識を身に付けた経済学士・経営学士、経済・経営の知見を備えた法学士の養成を図ることで、個性・特色を出している。

学則には教育基本法及び学校教育法に基づき人材を育成する旨が定められており、法令に適合している。

単に知識の注入だけでなく、新しい時代と社会に対応するべく建学の精神をもとに、平成24(2012)年7月の大学評議会で「名古屋経済大学・同短期大学部の理念と目標」を審議・決定するなど、時代の変化に対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目1-3を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的は、役員等に対しては理事会・評議員会において、また教職員に対しては諸会議及びメール等でそれぞれ説明することで、理解と支持を得ている。

学生に対しては、入学式、新入生オリエンテーション等を通じて、保護者に対しては、

各種通信や後援会の会合を通して、卒業生に対しては、同窓会の挨拶等あるいは「同窓会報」等によって、また、産業界に対しては、大学の刊行物の送付等により周知を図っている。

使命・目的及び教育目的のもと、平成 24(2012)年 7 月の大学評議会で「名古屋経済大学・同短期大学の理念と目標」を審議・決定し、これに基づき中期目標・中期計画を策定している。また、教学方針の変更がある場合には必要に応じて三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を見直すことにしている。

平成 24(2012)年度に着手した教育改革において、社会科学系 3 学部に「専門共通科目」を新設し、3 学部間の転学部を容易にする教育改革を行うなど、教育目的と教育組織の整合性を図っている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしていない。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

各学部及び各研究科はアドミッションポリシーを定め、大学案内、ホームページで周知を図っている。また、アドミッションポリシーについては「名古屋経済大学・同短期大学の理念と目標」に照らして修正することも検討している。

学生の受入れ数については、一部の学科で定員を大幅に満たしていない状況にあるが、カリキュラム改革、高校訪問の強化、スポーツ特待生及び外国人留学生の受入れ推進等の対策が検討・実施されていることで、近年入学者数は増加傾向にある。今後の更なる努力が期待される。

入学試験を担当する教職員に対する説明会を行うなど、入学者選抜に係る体制・組織をアドミッションポリシーに沿って適切に整備している。また、入学者選抜に当たり複数の選抜方法を用いており、学生受入れ方法に工夫が見られる。

【改善を要する点】

- 経済学部現代経済学科、法学部ビジネス法学科及び人間生活科学部教育保育学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満である点は改善を要する。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

平成 24(2012)年 10 月の大学評議会において「名古屋経済大学の教育の改革の概要と目的」を確認し、平成 25(2013)年度より新たなカリキュラムによる教育を実施している。この教育改革の内容を踏まえてカリキュラムポリシーも策定されており、ホームページ等で公開されている。

また、「カリキュラム検討委員会」を通して、授業科目の精選やカリキュラムの体系化が進められており、カリキュラムポリシーに沿った教育課程の編成が行われている。加えて、社会的な変化・変動の時代に必要な「学ぶ力・考える力」を修得させるために、フィールドワークやアクティブ・ラーニングから構成される「体験型探究」科目を新設するなど、教授方法の工夫・開発に努めている。

【参考意見】

○1 年間に履修登録できる単位数の上限を高く設定しているので、単位の実質化に鑑み、履修登録単位数の上限の見直しが望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学務総合センター、情報センター、英語教育センター及びキャリアセンターによる全学的学修支援体制が整備されている。毎年度当初に、教員から SA(Student Assistant)等の配置希望の有無を聴取し、大学執行部が妥当と判断したものに SA を配置している。加えて、指導教員による学生との個人面談やオフィスアワーを設定している。また、毎年 6 月に保護者を対象とした教育懇談会を実施しており、更には進級、卒業に支障がある学生とその保護者の教育懇談会を毎年 9 月及び 3 月に実施するなど、教員・職員協働での学修支援及び授業支援が図られている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

進級基準、卒業要件及び単位認定基準については、学則等により明確に示されている。学部及び研究科成績評価基準は、学則等に規定化されていないが、「学生生活ハンドブック」に明記している。また、成績評価と連動する形で GPA(Grade Point Average)を採用しており、授業料免除、学長賞、大学顕彰及び奨学金等の推薦の選考基礎資料として活用している。

【参考意見】

○学部及び研究科の成績評価基準は定められているが、学則等での規定化が望まれる。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

1 年次生から卒業までの系統的なキャリア教育を行っており、キャリア教育関連科目を毎年度分析しながら、改善を重ねている。

キャリアセンターが、全学的なキャリアガイダンスにおける就職に関連するあらゆる説明、学内合同企業説明会、業界研究、資格取得支援講座、SPI 対策講座等の支援事業を行い、キャリア形成に係る取組みを実施している。

また、地元の愛知県犬山市、犬山商工会議所及び小牧商工会議所とインターンシップ連携協定を締結するなど、産学官連携・地域連携を通じて、学生のキャリア形成を積極的に図っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

平成 24(2012)年に「名古屋経済大学・同短期大学部中期目標・中期計画：平成 24(2012)年～平成 28(2016)年」を定め、教育目的の達成状況について毎年自己点検・自己評価を実

施している。また、全教職員から意見聴取した上で翌年度実施計画を策定し、その内容も全教員にフィードバックされている。

学生による授業評価アンケートについては、教員会議で検討された上で、授業の工夫・改善に生かされている。また、教員の「教育・研究についての計画・報告書」に基づき学長が評価やアドバイスを実施する他、「教員の職務評価制度」を導入し、「職務に関する目標・計画と点検評価」の提出を求め、学長及び学部長の判断のもと必要に応じてコメントを本人にフィードバックしている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学務総合センターを設置し、教務的事務等をワンストップサービスにて提供しており、奨学金等の経済的支援及び課外活動への支援等が適切に行われている。看護師の常勤職員を配置した医務室と、臨床心理士の常勤職員を配置した学生相談室を設置して学生への処置とカウンセリングを実施し、学生の健康等に関する支援も適切に行われている。

また、学生生活支援委員会が「学生生活に関するアンケート」を実施し、結果の共有及び学生の意見や要望の把握を行い、改善に向けた取組みが実施されている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしていない。

【理由】

大学、短大、大学院それぞれに「人事委員会」が置かれ、全学的な視点に立った教員の採用・昇格を審議している。また、「全学 FD 委員会」が組織され、外部講師による講演、研修、研究を行い、教員が教育研究のための研鑽を積むように組織的な取組みを行っている。

教養教育として初年次教育を重視し、体験型授業、資格取得、リテラシー教育等を実施し、幅広い教養取得のために共通科目群を設定し、カリキュラム検討委員会で運営している。

しかしながら、教員の確保と配置については、平成 23(2011)年度から設置基準上必要な専任教員数が確保できていない状況が続いている。

【改善を要する点】

○大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数及び教授数を満たしていない点は改善が必要である。

【参考意見】

○経営学部の専任教員において 51～60 歳の年代の全体に占める割合が高く、年齢のバランスがとれていない点は是正が望まれる。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎は設置基準上必要な面積を満たしており、屋外運動場、体育館等の施設も整備され、実習施設・情報関連施設と合わせて、教育環境は十分に整備されている。また、耐震診断が必要な建物の診断はほぼ完了し、耐震補強計画を策定して財政状況に応じながら耐震補強工事の実施に取り組み、段差解消のバリアフリー化も部分的に進められるなど、適切な管理運営がなされている。

1 クラスの学生数については、履修制限を設け履修者の上限を定めている一方で、英語科目については習熟度別クラスを編制するなど、受講する学生数の適正な管理に努めている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

教育基本法、学校教育法、私立学校法に従い寄附行為が定められ、経営の規律と誠実性は維持されている。

建学の精神とその継承について、理事長、学長は入学式、卒業式等の行事に際して言及し、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

寄附行為、学則及び諸規則は学校教育法、私立学校法に則して作成されており、設置基準上必要な専任教員数が不足している点は問題であるものの、大学の設置・運営に関する法令は概ね遵守されている。

省エネルギー対策等の環境保全に努め、各種ハラスメントについても、学生及び教職員が相談しやすい環境を整備しており、危機管理は関連規則を整備し安全に配慮している。

大学ポートレート、ホームページ等において教育情報、財務情報は適切に公表されている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会において法人全体の戦略的意思決定を行い、その上で学長が統括する大学評議会等で大学運営に関する重要事項の決定を行う体制となっている。法人と大学の連絡調整については、定期的に「市邨学園運営連絡協議会」を開催しており、相違が生じないように十分な情報共有が図られている。また、理事の理事会への出席率は高く、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性が確立している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長のもとで、各学部教授会、大学評議会等の意思決定プロセスが機能している。平成27(2015)年度4月施行の学校教育法への対応として、学長の権限と責任及び教授会の役割

について、法令上の原則を学内に周知し、学則等の規則の改正を行っている。このように、大学の意思決定組織の整備、権限と責任及びそれらの機能性も明確になっており、意思決定及び業務執行における学長の適切なリーダーシップが発揮されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学長、副学長、大学事務局長が理事となっており、理事会において大学の意向が反映されている。また、大学においても、執行部会議（理事長、学長、副学園長、副学長、事務局長等）がコミュニケーションの要となっており、各管理運営機関及び各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化が図られている。

監事 2 人の理事会・評議員会への出席状況は良好であり、適切に監事の職務を果たしている。評議員会は適正に開催されており、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性が確保されている。

法人運営については、理事長が理事会及び運営連絡協議会において各設置校の実情を把握し、その上で経営改善計画を策定するなどリーダーシップを発揮している。また、学長のリーダーシップにより改革方針を全教職員に説明した上で意見を求めるなど、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営が行われている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

平成 24(2012)年度からそれまで理事長が兼務していた学長を専従とし、法人全体の経営戦略と教学を中心とした大学運営との権限の分散と責任の所在を明確にさせている。また、運営連絡協議会及び執行部会議を定例化し、大学や法人の運営における喫緊の課題を議論した上で迅速に理事会に諮っており、業務の効率的な執行体制を確保している。

業務執行の管理体制とその機能性については、法人全体の業務は法人本部の業務部、財務部が所管し、大学事務局では総務部が業務の総括、人事管理、施設管理、経理及び評価の諸業務を所管している。

職員の資質・能力向上に関しては、外部コンサルタントによる入試広報研修会を実施するなど、各種研修の実施や外部研修への参加を勧めており、研修機会が用意されている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

定員充足率が低調なこともあり帰属収支が過去 5 年度以上連続して支出超過であるが、人件費をはじめとした諸経費の削減・節減に取り組んだ結果、直近の 2 か年については収支が改善されている。また、人件費の削減にも努め、金融資産についても現段階では財務運営上困難な事態ではない。入学定員充足率も改善しており、平成 26(2014)年 7 月に作成された「第Ⅱ期経営改善計画」に基づき、引続き財務基盤の改善に努めている。

【参考意見】

○帰属収支は改善傾向にあるが、法人全体の学生生徒等納付金は減少傾向が続いており、現金預金等の金融資産が減少し続けているため、今後より一層の安定した財務基盤の確立が望まれる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、大学総務部経理担当と法人本部財務部で管理し、学校法人会計基準に準拠し適切に行われている。物品の発注については総務部発注担当が、検収業務については検収センターが、また支払業務については総務部経理担当が行い、物品発注から支払手続きに至る会計処理の管理体制が整備されている。

会計監査については、弁護士と公認会計士の 2 人の監事による計算書類の適法性等の監査が適切に実施されている。また、監査法人による監査も行われており、決算監査終了時には理事長・監事等に向けて報告会が行われている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の自主的な自己点検・評価については「名古屋経済大学自己点検評価委員会規程」「名古屋経済大学点検評価室規程」及び「名古屋経済大学 FD 委員会規程」を定め、平成 26(2014)年度から 1 年サイクルで「自己点検・評価・改善活動」を適切に実施している。

実施体制については、点検評価の基本方針を「点検評価室」で検討し、そこで明示された基本方針や実施基準に従って自己点検評価委員会により行われ、「本年度の課題」「取組の結果と点検・評価」「次年度への課題」及び「会議等の開催記録」として取りまとめている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は、各基準項目の視点に照らし合わせながら、授業評価アンケート、学生生活調査等の必要なデータを収集し現状の把握の分析に努めるなど、エビデンスに基づいた透明性の高いものとなっている。

自己点検・評価の結果等に関する情報は、ホームページ及び「MEIKEI 名経大通信」等の刊行物を通して学内共有と社会への公表を行っている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の結果は「名古屋経済大学自己点検評価書」において、「本年度の課題」「取組の結果と点検評価」及び「次年度の課題」を内容としたPDCAサイクルを取込んだ構成として公表している。

課題に関する取組みの進捗状況等については、自己点検評価委員会において報告・審議が行われ、その後各学部教授会において報告され教職員間で共有されている。全学的な検討を要する基本的課題については、「点検評価室」及び自己点検評価委員会において検討が図られている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1 大学が持っている人的資源の活用と社会への提供

A-1-① 大学が持っている人的資源の活用と社会への提供の現状

A-2 大学が持っている物的資源の活用と社会への提供

A-2-① 大学が持っている物的資源の活用と社会への提供の現状

A-3 教育研究活動を通じた社会貢献

A-3-① 教育研究活動を通じた社会貢献の現状

【概評】

「地域連携センター」を創設し、従来教員が個別の教育研究活動として周辺自治体等と連携を行っていた事業等を集約し、大学全体として人的資源を生かした地域貢献活動を行っている。

授業科目として、小学校と連携して「小学校下校時の見守り・支援」を実施したり、災害時の要援護者支援の仕組みづくりに向けた実証実験を行うなど、学修を通じて地域に溶込む中で学生に地域社会貢献を通じた学びの機会を提供し、地域で認められた学生の自尊意識の向上に寄与するという成果を挙げている。一方、地域住民に対しては犬山市唯一の大学としての認知度を上げる試みとなっており、双方にとって有益な地域連携となっている。

特に、平成 25(2013)年度から犬山商工会議所主催「犬山市産業振興祭『わいわい犬山フェスティバル』」と大学祭を同日に開催しているが、市民に駐車場を提供してキャンパスと「わいわい犬山フェスティバル」会場間を大学スクールバスでシャトル運行することで市民の利便性を確保しており、加えて大学祭への来場者も倍増する効果を生み出している。

名古屋経済大学

図書館、グラウンド、テニスコート及びゴルフ練習場等の施設を地域住民や外部団体に貸出しており、利用者も多く、大学の所有するさまざまな資源を活用して地域連携に取り組んでいる。今後とも上記のような地域連携を通じた社会貢献が、更に発展・拡大されることを大いに期待したい。

